

総務部

議案第173号 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第173号について、ご説明いたします。当議案は、会計年度任用職員の給与改定にかかるものでございます。

今回の給与改定につきましては、今年8月7日に出されました人事院勧告及び10月20日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき改定するものであります。

2ページをお願いします。1の改正を必要とする条例については、記載のとおりです。

次に、2の改正の趣旨については、令和7年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、勧告の内容を踏まえ給料表及び期末勤勉手当支給月数について所要の改正を行います。

なお、勧告のうち通勤手当に関する内容については、正規職員の条例を準用しているため本条例における改正はありません。

3ページをお願いいたします。3の実施時期についてですが、①として、給料表の改正については、令和7年4月1日に遡って適用しようとするものであります。人事院の指針を受けた国の非常勤職員の取

扱を踏まえ、本市会計年度任用職員においても、令和5年度より正規職員と同様に適用の時期を遡及して改正を行っております。

次に②として、令和7年12月期の期末勤勉手当の支給月数の改正について、令和7年12月1日に遡って適用するものであります。

また、③として、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給月数の改正について、令和8年4月1日付けで施行、適用するものであります。

4ページをお願いいたします。4の改正内容についてであります。給料については国の給料表に対応する号給について同様の改定を行います。行政職給料表では、月額11,100円から12,300円の増額改定となります。

期末勤勉手当につきましては、令和7年12月分として、現行の期末手当1.25月、勤勉手当1.05月から期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ、期末手当1.275月、勤勉手当1.075月とし、年間では4.65月の支給へ引き上げるものです。また、令和8年度以降は、同様の年間月数を6月と12月に等分し支給するものであります。

5ページをお願いいたします。影響額については、記載のとおり、令和7年度においては、給料・報酬が2億7,800万円余り、期末勤勉手当が1億200万円余り、通勤手当が39万円余り、合計で3億8,100万円余りの増額となるものであります。

個別の職員に係る具体例として、事務補助で1日7時間、週5日勤務の会計年度任用職員の初年度の給与について、改正前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約21万円の増額となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。